

監査の結果について

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定による監査を寒川町監査基準に準拠して実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表します。

ただし、同法199条の2の規定に基づき、監査委員北村美仁を監査の実施及び結果の合議から除いている。

令和3年2月24日

寒川町監査委員 天 利 薫

1 監査の種類

財務監査のうち定期監査

2 監査の実施期間

令和3年2月1日から令和3年2月22日まで

3 監査の対象部課等

監査委員事務局

4 監査の対象

令和2年度（令和2年4月1日から令和2年12月31日まで）の財務及び事務の執行状況

5 監査の着眼点（評価項目）

財務に関する事務の執行が法令、規則等に基づき適切に執行されているか、予算執行に対して効果的かつ効率的な事務が行われているかなどに着目して監査を実施した。

6 監査の実施内容

予算執行、支出などの会計事務処理、契約締結及び履行、負担金等事務の正確性や庶務事務の適否などについて、検査資料等の抽出検査の他、ヒアリングを実施して検査を行った。

7 監査の結果

令和2年度に係る財務事務執行については、おおむね適正に執行されているものと認められた。